

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和3年1月21日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和3年1月21日(木) 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 数田委員(南あわじ市) 山本委員(学校組合)

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前10時45分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 岡 一秀、轟 孝博、数田久美子、山本真也

《学校組合》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 狩野時夫、岡 一秀、山本真也、本條滋人

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲山和史、教育総務課長 中村尚之

教育次長補兼学校教育課長 大住武義、社会教育課長 福田龍八、

体育青少年課長 阿部志郎

教育総務課係長 佐々木友美、教育総務課主査 野上典子

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第1号 南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則制定について

原案可決

議案第2号 南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について

て
原案可決

《学校組合》

議案第1号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について

原案可決

議案第2号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務量の適切な管理
その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措
置に関する方針について

原案可決

1. 開 会 午前10時00分

2. 教育長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、数田委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

4. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、教育委員会定例会と併せて、総合教育会議の会議録も事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会会議録及び総合教育会議会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会会議録及び総合教育会議の会議録は原案のとおり承認することに決定しました。

5. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、(1) 鳴門教育大学との連携協定についてですが、本年1月5日に、鳴門教育大学の山下学長と南あわじ市の守本市長の間で連携協定を結んでいただきました。目的としましては、鳴門教育大学の先生方をお招きして、南あわじ市の教員の資質向上と授業改善に関わっていただきたいと思っています。具体的にはスクールチャレンジ事業を活用して、各学校が講師としてお招きする形になろうかと思えます。

また、防災教育の充実という視点から、鳴門教育大学の大学生と大学院生が防災教育を学ぶ場として南あわじ市内の教育環境を提供していくことを考えています。例えば、南あわじ市での防災に関する取り組みを学んでいただいたり、毎年8月上旬に実施している小学生及び中学生の東日本への訪問活動に同行していただき、現地の取り組みや、子ども同士の防災を通じた交流会、教員同士の防災に関する研修会等へ参加していただきたいと思っています。

また、教育センターの整備後は、防災教育のサテライト校を設置していく上で、他の教育大学を含めた中で、防災教育の拠点となる取り組みに携わっていただくということになろうかと思えます。

次に、(2) 緊急事態宣言についてですが、感染者を出さない対策、また感染者が発生した場合の感染を最小限にとどめるための対応について、それぞれの学校や教育関係施設で取り組んでいるところです。

最後に、(3) 1. 17 関連事業についてですが、阪神・淡路大震災のあった1. 17の日を中心に各学校で避難訓練、研修会、講演等様々な取り組みを行っています。教育長の出前講座も、12月から3月の間に7校実施する予定です。

以上で教育長報告とさせていただきますが、この件に関してご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

6. 議 事

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市教育委員会議案2件及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案2件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第1号

「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第2号

「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第1号「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則制定について」、南あわじ市教育委員会議案第2号「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について」の関連議案3件を一括議題といたします。

【大住次長補】 まず、南あわじ市教育委員会議案第1号「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則制定について」をご説明いたします。

第3条では、業務量の適切な管理の目安としている時間外勤務時間が示されています。第2号に年度内の時間外勤務限度時間として、「1年につき360時間」と記載がありますが、「1年につき」という表現は1月から12月を指すとの誤解も生みやすいことから、「当該年度につき360時間」と県においても改正されたことを受けて同内容の改正を行うものです。

次に、南あわじ市教育委員会議案第2号「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について」をご説明いたします。

この方針は、先ほどご説明した議案第1号の規則に基づき、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。内容につきましては、「在校等時間」「児童生徒等に係る通常予見することのできない業務等」「本市の取組方針」「学校における取組」「留意すべき事項等」「方針の見直し」の項目に区分して規定したものです。

最後に、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保

を図るために実施すべき措置に関する方針について」をご説明いたします。

先ほどご説明しました南あわじ市の教職員に関する方針を小中学校組合における方針に準用する内容となっており、南あわじ市の方針の改正があったときは、そのまま小中学校組合の方針にも反映されることとなります。

以上で3件の議案についてのご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【本條委員】 教職員の働き方改革の一環の中での取り組みに関する規則と方針についての説明でありました。現在、教職員の勤退時間については、パソコンの立ち上げからシャットダウンまでの時間を、手入力しながら記録簿として管理している状態だろうと思いますが、その記録の集約はどのようにされていますか。

【大住次長補】 各学校において校長の責任の下、2週間あるいは月に1回程度集約を行い、教育委員会へ報告いただいています。時間外勤務時間が長い教職員については、その都度校長が状況を把握し、特に業務量の多い教職員等については職員全体でバランスを取る等の対応を行うよう指導しています。

【本條委員】 特に教頭職は業務量が多くて大変だと思いますがいかがですか。

【大住次長補】 他の職に比べて教頭職の業務量が多いため時間外勤務も多いですが、昨年度よりは減少しており、業務改善が少しずつ進んでいるように思われます。現在、試行運用を行っている校務支援ソフトを来年度から市内全域で導入するための検証を進めているところです。導入初期には慣れるまで多少時間がかかりますが、統一的に活用することにより、効率的な運用ができ、業務量の軽減につながると考えています。

【本條委員】 今年度4月、5月は休校措置が取られていたため、業務量も例年より少なめだったかと思いますが、学校が再開された6月以降の状況はいかがですか。

【大住次長補】 再開直後の6月、7月は業務量が増えていましたが、その後スクールサポートスタッフの導入等により、放課後の消毒作業にかかる教職員の負担が改善されたこと、また国の衛生管理マニュアルの改正に伴って、感染予防対策も改正され、職員の過重負担にならず、かつ感染予防もできるという見極めが可能になってきましたので、8月以降は改善傾向になっています。

【浅井教育長】 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これですべてを終わります。

お話しします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第1号「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則制定について」、南あわじ市教育委員会議案第2号「南あわじ市教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第1号、第2号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【浅井教育長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【阿部課長】 この議案の内容につきましては、「南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」であり、組合立学校施設を利用する場合の利用料の徴収方法について改正を行うものです。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。
お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決します。
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。
よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号は原案のとおり決定されました。

7. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。
協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 令和3年度教育方針について

【浅井教育長】 まず、「令和3年度教育方針について」、事務局より説明をお願いします。

【大住次長補】 昨年度の南あわじ市の教育方針リーフレットをお手元にお配りしておりますのでご覧ください。この方針については、第3期南あわじ市教育振興基本計画（令和2年度から令和6年度）に基づいて作成されるものであり、令和3年度も引き

続き「学ぶ楽しさ日本一 一夢と志を持ち、ふるさと南あわじの未来を創る人づくり一」をテーマといたします。また基本方針、基本的方向、重点目標の項目も第3期の教育振興基本計画で掲げられているものですので、原則変更いたしません。その下の具体的な内容につきましては、令和3年度に予算要求しているものと突き合わせて見直しを行っていく予定です。令和2年度のリーフレットは第3期計画の初年度であったため、全体を網羅的に記載したものになっております。令和3年度は、コアカリキュラムといった特色ある取組等について詳しい説明を加えて、焦点化して指導者や関係者にわかりやすい内容に変更していく予定です。また、今後、各年度において重点的に取り組む事業等についても取り上げていきたいと考えております。

このような方向性で検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 令和2年度卒業式について

(3) 卒業式告示について

【浅井教育長】 続きまして、「令和2年度卒業式について」及び「卒業式告示について」、事務局より説明をお願いします。

【大住次長補】 まず、令和2年度卒業式についてですが、日程としましては、幼稚園と小学校は3月23日、中学校は3月10日を予定しております。

実施案としまして、コロナ禍の中という厳しい状況でありますので、出席者は、教職員、卒業生、保護者を基本とし、来賓、在校生はできる限り縮小します。ただし、保護者の人数や来賓、在校生の対象者については、学校の規模や施設環境に応じて学校が決定するというのを校長会等で検討しています。また、市議会議員については、感染予防による規模縮小により出席を遠慮していただくことを学校教育課より伝えることとしています。

教育委員会関係者は管理者として出席していただきますが、告示については読み上げせず、掲示としたいと思います。教育委員の皆様には出席をお願いしておきながら、壇上での挨拶の機会を設けないという対応になり誠に恐縮ですが、現在の学校の状況から考えた上での感染予防対策ですので、ご検討またご意見をいただけたらと思います。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 卒業式については、ただいま説明のあった方法で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 それではそのようにさせていただきます。

(4) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 「当面の行事予定」、教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧置き願います。

8. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○轟委員の任期満了について

【中村課長】 轟委員の任期が本年3月30日までとなっておりますが、3月の定例会は3月31日に開催予定ですので、来月2月19日の定例会が轟委員にご出席いただく最後の会議となります。

轟委員につきましては平成25年3月31日から2期8年にわたって、南あわじ市教育委員会、南あわじ市・洲本市小中学校組合立教育委員会を支え、牽引していただきました。本来でしたら盛大にお送りさせていただきたいところですが、コロナ禍でもあることから、来月の定例会終了後にささやかながら送別の場を設けたいと思いますので、ご予定のほどよろしく願いいたします。

○4月の教育委員会定例会の日程について

【中村課長】 4月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、4月21日(水)午前10時から第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【浅井教育長】 他にご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので、「その他」を終了します。

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

9. 閉 会 午前10時45分